

◎新潟県告示第687号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画（令和元年9月20日新潟県告示第440号）を次のとおり変更する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第03-26-1計画区及び第14-17-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第30-1計画区、第30-2計画区及び第31-1計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第14計画区・市街第15計画区・市街第16計画区・市街第17計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第8-1計画区及び第8-2計画区	〃
村上市	村上市の猿沢（朝日第34計画区）・川端（朝日第35計画区）及び塩谷（神林第34計画区）	〃
燕市	燕市の第42計画区及び第43計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第24計画区	〃
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区（1-1）	〃
阿賀野市	阿賀野市の第37-2計画区・第38計画区及び第39計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第54-1計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区、第78-1計画区及び第40計画区	〃

湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-2計画区・第10計画区、第11計画区及び辻又・後山	〃
弥彦村	弥彦村の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
田上町	田上町の第6計画区及び第7計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第8計画区・第9計画区及び第10計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第三計画区・第四計画区及び第六計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第107-1計画区・第107-3計画区及び第107-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区・第14計画区、第15計画区及び第16-1計画区	〃
関川村	関川村の第17計画区・第18計画区・第19計画区・第20計画区及び第22計画区	〃